

川崎市動物の譲渡実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）に収容された犬、猫等の動物の生命を尊重し、できうる限り生存の機会を与えるための譲渡について必要な事項を定めるものとする。

(譲渡の種類)

第2条 譲渡の種類は、譲渡を希望し、適正に終生飼養できる個人への譲渡（以下「個人譲渡」という。）及び新たな飼い主探しを非営利で行う団体等（個人活動者を含む。）への譲渡（以下「団体譲渡」という。）とする。

(個人譲渡対象者)

第3条 個人譲渡を希望する者（以下「個人譲渡対象者」という。）は、動物愛護センター所長（以下「センター所長」という。）に譲渡希望者登録カード（第1号様式）を提出し、譲渡前講習会を受講するものとする。

- 2 センター職員は、譲渡前講習会終了後、個人譲渡対象者に対し面談を実施する。
- 3 センター所長は、面談等をもって個人譲渡対象者が別表1に定める基準に適合すると認められた場合、譲渡前講習会修了書（第2号様式）を交付するものとする。
- 4 獣医師又は動物看護師その他の動物の愛護及び管理に関して一定以上の知識経験を持つとセンター所長が認めた者については、別表1に定める基準のうち、居住地、年齢及び世帯構成の要件を適用しないことができる。

(団体譲渡の登録)

第4条 団体譲渡を希望する者は、団体譲渡登録申請書（第3号様式）に別表2で定める書類を添えて、センター所長に申請し、団体譲渡講習会を受講しなければならない。

- 2 センター所長は、前項で規定する申請のあった団体について別表3に定める基準に適合しているか審査を行い、適合する場合には、審査の結果を団体譲渡登録通知書（第4号様式）により申請者へ通知し、当該団体を登録するものとする。

(登録している団体の変更・抹消等)

第5条 前条第2項に規定する登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、団体譲渡登録申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに団体譲渡登録申請書記載事項変更届（第5号様式）をセンター所長に提出しなければならない。

- 2 登録団体は、登録の抹消を希望する場合、又は、団体を解散した場合は、速

やかに団体譲渡登録抹消届出書（第6号様式）を提出しなければならない。

（登録団体の登録の取り消し）

第6条 センター所長は、前条第2項に規定する届出があった場合、団体譲渡対象者が別表3の基準に適合しなくなった場合や一定期間に第11条2項に規定するセンターからの動物の譲渡の実績がない場合その他センター所長が必要と判断した場合には、理由を明示し、当該登録を取り消すことができるものとする。

（譲渡対象動物）

第7条 センター所長が収容期間中に観察を行い、別表4に掲げる基準に適合する動物を、個人譲渡対象者への譲渡対象動物とする。また、別表5に掲げる基準に適合する動物を登録団体への譲渡対象動物とする。

（譲渡動物の一時飼養）

第8条 センター所長は、前条で規定する譲渡対象動物が適切な環境で飼養されるために必要と認められる場合で、個人譲渡対象者が一時飼養をできる条件を満たしている場合には、個人譲渡対象者に動物の一時飼養願（第7号様式）を提出させ、期間を定めて一時飼養させることができるものとする。

（個人への譲渡）

第9条 センター所長は、譲渡前に個人譲渡対象者の飼養施設を確認し、適正な飼養管理に必要な設備等について指導することができる。

2 センター所長は、個人譲渡対象者に対して、譲渡希望者登録カード（第1号様式）に基づき、第7条で規定する譲渡対象動物のうち、センター所長が選定した動物を提示するものとする。

3 センター所長は、個人譲渡対象者に対して提示した譲渡対象動物と個人譲渡対象者との相性等を考慮しながら譲渡可能かどうか判断するものとする。

4 個人譲渡対象者は、前項で譲渡可能とセンター所長が判断した動物の譲渡を希望する場合には、犬猫等の動物譲渡し申請書（川崎市動物愛護センター条例施行規則（昭和49年規則第40号）第3号様式）、誓約書（第8号様式）に別表6で定める書類を添えてセンター所長に提出し、動物の譲渡を受けるものとする。

5 センター所長は前項の譲渡を受けるものに対して、譲渡時講習会を行い、収容期間中の診療記録や当該動物の性質及び適正な飼養管理方法、しつけ方等について説明を行うものとする。

（個人譲渡後の飼養管理状況調査）

第10条 センター所長は、個人へ譲渡した後の動物の飼養管理状況調査を実施するとともに、適正飼養について継続して指導するものとする。

（団体への譲渡）

第11条 センター所長は、登録団体に対して、登録団体が譲渡を希望している動物種の中で、第7条で規定する譲渡対象動物のうち、センター所長が選定した動物を提示するものとする。

2 登録団体は、提示された動物の譲渡を希望する場合には、犬猫等の動物譲渡し申請書及び誓約書（第9号様式）をセンター所長に提出し、動物の譲渡を受けるものとする。

3 センター所長は、譲渡時に収容期間中の診療記録や当該動物の性質及び適正な飼養管理方法、しつけ方等について説明を行うものとする。

（登録団体の報告）

第12条 登録団体は、次の各号のいずれかに掲げる事項が生じたときに団体譲渡等報告書（第10号様式）によりセンター所長に速やかに報告しなければならない。

（1）譲渡を受けた動物を新たな飼い主に譲渡したとき

（2）譲渡を受けた動物が一時飼養中に死亡したとき

（譲渡会の実施）

第13条 センターは、収容動物の譲渡を推進するために、定期的に譲渡会を開催するものとする。

2 登録団体は、センターが実施する譲渡会に参加することができる。

3 前項の規定は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年3月24日条例第21号）第18条に規定するかわさき犬・猫愛護ボランティアについても準用する。

（登録団体の実態調査）

第14条 センター所長は、必要に応じて登録団体の実態調査を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 動物の引き渡し実施要綱（平成12年川健生第1235号）は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、

当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。